

訪問看護重要事項説明書



重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	にじぞら訪問看護ステーション
所在地	羽島市足近町5丁目579-1 アスカA棟105
事業所指定番号	2160490088
所長・連絡先	水野ひとみ・058-338-7656
サービス提供地域	羽島市全域、岐阜市、大垣市、安八郡、羽島郡、尾西市、一宮市

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	3名 以上
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションを行います。	
作業療法士		
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリを行います。	
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、12月30日から1月3日までを除きます。	午前8時30分から午後5時30分まで

(注) 年末年始(12/30~1/3)、土日祝日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、
看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、
看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇔ 別表参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 虐待防止に関する事項について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 従業者への委員会結果の周知
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する年 1 回の研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を代表者とする

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

9. 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者を管理者とする。

11. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	058-338-7656
FAX 番号	058-337-5696
担当者	水野ひとみ
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの市役所及び東京都国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

岐阜県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号：058-275-9826
	FAX 番号：058-275-7635
	対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
羽島市役所 健幸福祉部高齢福祉課	所在地：羽島市竹鼻町 55
	電話番号：058-392-9932
	FAX 番号：058-394-0025

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明し、了承を得ました。

事業所 所在地 羽島市足近町5丁目579-1 アスカA棟105
名称 にじぞら訪問看護ステーション
管理者 水野ひとみ

年 月 日 説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。
別紙「個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ」
「訪問看護サービスに係る加算」についても説明を受け、同意し、
交付を受けました。

年 月 日 利用者 _____

利用者の家族 _____